

御嵩町分別収集計画

(第9期)

令和元年6月

御 嵩 町

目 次

1. 計画策定の意義	1 ページ
2. 基本的方向	1 ページ
3. 計画期間	1 ページ
4. 対象品目	1 ページ
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1 ページ
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2 ページ
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	2 ページ
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4 ページ
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5 ページ
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5 ページ
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6 ページ
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6 ページ

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行することが重要であります。

本町では、町民から出されたごみを効率的かつ安定的に処理する体制を構築するために、平成9年8月からペットボトル、平成10年4月から発砲スチロール、トレイの分別収集を「御嵩町リサイクル事業」として開始し、その後、新たな収集品目の設定等を行い、平成15年4月から「御嵩町分別収集事業」として全町的に取り組んでいます。さらに分別収集品目を増やし、平成26年6月からはプラスチック製容器包装（発砲スチロール、トレイを含む）を指定袋での分別収集を開始するなど廃棄物排出を抑制し、一層のリサイクルを進めています。

また、本町は、平成25年3月に低炭素社会の実現に向け目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジしている都市として、国の「環境モデル都市」に選定されたことを受け、温室効果ガスの削減を目標に掲げ、ライフスタイルの転換や家庭におけるリサイクルの徹底などを積極的に進めています。

本計画は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、廃棄物の処分量を削減する目的で、町民・事業者・町の役割について明確にし、具体的な推進方策を明らかにすることによりすべての関係者が一体となって取り組むべき指針を示すものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに環境に負荷の少ない循環型社会の形成を図ります。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たって、御嵩町一般廃棄物処理基本計画で掲げる「ごみにしない暮らしを誇りにするまち」を将来像に掲げ、「発生抑制」、「資源化」、「適正処理」の3つの基本方針のもと、基本的方向を次のように示します。

- ① 町民参加型のごみ減量化と資源化物を含むごみ発生抑制、リサイクル運動の推進
- ② 自然環境、廃棄物処理施設への負荷を配慮した快適な地域社会づくりの構築
- ③ 環境教育・啓発活動の充実

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（発砲スチロール、トレイ含む）を対象とします。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	757	753	749	744	740

容器包装廃棄物の排出量見込みの算出根拠は、可燃ごみの総排出量の予測（平成30年度の総排出量の実績に、令和2年度から6年度の人口変動率を乗じたもの。）に、全国の統計で得られた廃棄物の容量に占める容器包装の割合（平成28年度から平成30年湿重量の平均で24.3%）を乗じた数字としました。（容器包装廃棄物については、その全てが分別されて排出されているわけではなく、可燃ごみ等の中に混入されている可能性も高いため、焼却ごみや分別収集、集団資源回収も含めたごみの総排出量の割合から排出量を推計しています。）

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため町民・事業者・町の3者がそれぞれの立場から相互に協力し、連携を図ります。

また、今後、より効率的な容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を進めるため、御嵩町廃棄物減量等推進審議会等により、町民や事業者の意見を反映してよりきめ細かい取組みを進めます。

（1）教育、啓発活動の充実

- ① ごみ処理に係る施設等の見学会や環境保全のための活動への参加・協力を通じて、環境学習の充実を図ります。また、再生品を積極的にPRして循環型社会形成の必要性の啓発を行います。
- ② 広報紙、チラシなどによるごみの排出量抑制、分別排出（ごみの適切な出し方）などの普及に関する啓発活動を積極的に進めます。

（2）快適な地域社会づくり、資源回収システムの推進

- ① 自治会等地域での分別収集ステーション回収を引き続き推進していきます。
- ② 町内のスーパー、小売店等に対しリサイクル、分別回収等の協力を引き続き呼びかけます
- ③ 民間活力を利用した資源回収の推進として、更なるごみの分別により、紙類・繊維類・金属類・びん類を有価物として引き渡した団体等に対し補助金を交付する制度を引き続き実施していきます。

（3）ごみにしない暮らし、過剰包装の抑制

- ① マイバッグ運動の促進として、協定締結店舗の拡大やコンビニエンスストアなどの店舗での買い物客へのレジ袋辞退の呼びかけ等の取組みを進めます。
- ② マイボトル・マイ箸の持参促進として、レジャーの時以外にも水筒やマイ箸などを持参するよう呼びかけ、使い捨て容器包装の削減に努めます。
- ③ 事業系一般廃棄物の減量化のため、分別・資源化に関するチラシ等を作成し、周知啓発を行います。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

処理施設の整備状況及びごみの排出量等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表の左欄のとおりに定めます。

また、町民の協力度、御嵩町が有する収集器材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主としてガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他のガラス製容器 — 再利用びん(リターナブルびん) 	無色のびん 茶色のびん その他色のびん 再利用びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	無色のペットボトル 有色・その他ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	トレイ、発泡スチロール
	ペットボトル、トレイ、発泡スチロール以外のプラスチック製容器包装

本町の場合、プラスチック製容器包装として発泡スチロール、トレイも併せて指定袋で回収します。

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

項目	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	12		12		12		12		12	
主としてアルミ製の容器	12		12		12		12		12	
無色のガラス製容器	(合計) 22		(合計) 22		(合計) 22		(合計) 22		(合計) 22	
	(引渡し量) 0	(独自処理量) 22	(引渡し量) 0	(独自処理量) 22	(引渡し量) 0	(独自処理量) 22	(引渡し量) 0	(独自処理量) 22	(引渡し量) 0	(独自処理量) 22
茶色のガラス製容器	(合計) 16		(合計) 16		(合計) 16		(合計) 16		(合計) 16	
	(引渡し量) 0	(独自処理量) 16	(引渡し量) 0	(独自処理量) 16	(引渡し量) 0	(独自処理量) 16	(引渡し量) 0	(独自処理量) 16	(引渡し量) 0	(独自処理量) 16
その他のガラス製容器	(合計) 7		(合計) 7		(合計) 6		(合計) 6		(合計) 6	
	(引渡し量) 0	(独自処理量) 7	(引渡し量) 0	(独自処理量) 7	(引渡し量) 0	(独自処理量) 6	(引渡し量) 0	(独自処理量) 6	(引渡し量) 0	(独自処理量) 6
再利用びん(リターナブルびん)	(合計) 32		(合計) 31		(合計) 31		(合計) 31		(合計) 31	
	(引渡し量) 0	(独自処理量) 32	(引渡し量) 0	(独自処理量) 31	(引渡し量) 0	(独自処理量) 31	(引渡し量) 0	(独自処理量) 31	(引渡し量) 0	(独自処理量) 31
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	11		10		10		10		10	
主として段ボール製の容器	87		86		86		85		85	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	10		10		10		10		10	
	(引渡し量) 0	(独自処理量) 10	(引渡し量) 0	(独自処理量) 10	(引渡し量) 0	(独自処理量) 10	(引渡し量) 0	(独自処理量) 10	(引渡し量) 0	(独自処理量) 10
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はようゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 26		(合計) 26		(合計) 26		(合計) 26		(合計) 26	
	(引渡し量) 0	(独自処理量) 26	(引渡し量) 0	(独自処理量) 26	(引渡し量) 0	(独自処理量) 26	(引渡し量) 0	(独自処理量) 26	(引渡し量) 0	(独自処理量) 26
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	(合計) 75		(合計) 75		(合計) 74		(合計) 74		(合計) 74	
	(引渡し量) 75	(独自処理量) 0	(引渡し量) 75	(独自処理量) 0	(引渡し量) 74	(独自処理量) 0	(引渡し量) 74	(独自処理量) 0	(引渡し量) 74	(独自処理量) 0
(うちトレイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡し量) 0	(独自処理量) 0	(引渡し量) 0	(独自処理量) 0	(引渡し量) 0	(独自処理量) 0	(引渡し量) 0	(独自処理量) 0	(引渡し量) 0	(独自処理量) 0

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
17,771人 (対前年比98.1%)	17,670人 (対前年比99.4%)	17,568人 (対前年比99.4%)	17,467人 (対前年比99.4%)	17,365人 (対前年比99.4%)

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、容器包装廃棄物の収集品目の追加等を行い「御嵩町分別収集事業」として、平成15年4月から全町的に取り組んでいます。現在、学校PTA、子ども会等による資源集団回収は、アルミ製容器、飲料用紙製容器、段ボールについて回収の日程の調整等に努め、より一層の回収促進を進めるとともに、自治会や御嵩町生活学校、福祉施設あゆみ館による分別収集の促進も進めていきます。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール缶	①委託業者による指定日回収 ②住民団体等による集団回収	民間業者
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	無色のびん	①委託業者による指定日回収 ②住民団体等による集団回収	民間業者
	茶色のガラス製容器	茶色のびん		
	その他のガラス製容器	その他色のびん		
	再利用びん	生きびん		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	①委託業者による指定日回収 ②住民団体等による集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	①委託業者による指定日回収 ②住民団体等による集団回収	民間業者
	主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	トレイ、発泡スチロール		民間業者
			ペットボトル、トレイ、発泡スチロール以外のプラスチック製容器包装	①委託業者による指定日回収 ②住民団体等による集団回収

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

自治会や御嵩町生活学校、福祉施設あゆみ館での分別収集のリサイクルステーションに排出された容器包装廃棄物は、委託業者の運搬車により回収します。

- ・ 缶類、ペットボトル、トレイ、発砲スチロール等のプラスチック製容器包装については、民間業者の施設を利用して、選別、圧縮、保管します。
- ・ びん類については、民間業者の施設を利用して、選別、保管します。
- ・ 紙パック、段ボール、紙製容器包装については、民間業者の施設を利用して、圧縮、梱包、保管します。

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第 8 条第 2 項第 7 号）

1 分別収集の推進を図るうえで必要な事項

分別収集を円滑でより効率的に行うため、各自治会に設置する分別指導員や廃棄物減量等推進員と協議をしながら、町民や事業者の意見等を反映し、普及啓発をします。

- ① 分別収集地域啓発に関すること。
- ② ごみ排出及び自治会分別ステーションに関すること。
- ③ ごみ排出状況、資源物排出の指導及び連絡に関すること。

2 資源集団回収の促進に必要な事項

学校 P T A、子ども会等団体等よる段ボール、飲料用紙製容器、アルミ製容器のほか、生きびんの資源集団回収に対して引き続き促進のための奨励金を交付し、ごみの減量化、資源化を推進します。

3 分別収集を充実するために必要な事項

- ① 分別指導員会議の開催、広報紙を通じての周知
- ② ごみ処理の仕方等を説明するパンフレットの作成・配布
- ③ 分別収集によるごみ減量の効果の公表

4 その他必要と考えられる事項

- ① 町民参加型のリサイクル活動を積極的に進めていきます。
- ② 廃棄物減量等推進審議会を中心に廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の減量化・資源化等についての審議を進める。
- ③ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時に反映させる。